

令和4年関川村議会3月（第3回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和4年3月11日（金曜日） 午前10時 開会

- 第 1 議案第16号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第17号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第18号 関川村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 4 議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 5 議案第20号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 6 議案第21号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 7 議案第22号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第23号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 9 議案第24号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第10 議案第25号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第11 議案第26号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第12 議案第27号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第13号）
- 第13 議案第28号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第29号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第30号 令和3年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第31号 令和4年度関川村一般会計予算
- 第17 議案第32号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第18 議案第33号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第19 議案第34号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第35号 令和4年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第36号 令和4年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第22 議案第37号 令和4年度関川村有温泉特別会計予算
- 第23 議案第38号 令和4年度関川村下水道事業会計予算
- 第24 議案第39号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第25 同意第 1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 16 号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 17 号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 18 号 関川村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 4 議案第 19 号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 5 議案第 20 号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 6 議案第 21 号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 7 議案第 22 号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第 23 号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 9 議案第 24 号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 10 議案第 25 号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 11 議案第 26 号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 12 議案第 27 号 令和 3 年度関川村一般会計補正予算（第 13 号）
- 第 13 議案第 28 号 令和 3 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 29 号 令和 3 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 15 議案第 30 号 令和 3 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 31 号 令和 4 年度関川村一般会計予算
- 第 17 議案第 32 号 令和 4 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 18 議案第 33 号 令和 4 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 19 議案第 34 号 令和 4 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 20 議案第 35 号 令和 4 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 21 議案第 36 号 令和 4 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 22 議案第 37 号 令和 4 年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 23 議案第 38 号 令和 4 年度関川村下水道事業会計予算
- 第 24 議案第 39 号 令和 4 年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第 25 同意第 1 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 26 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（10 名）

1 番	渡 邊 秀 雄 君	2 番	近 壽 太 郎 君
3 番	鈴 木 紀 夫 君	4 番	伊 藤 敏 哉 君
5 番	小 澤 仁 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	平 田 広 君

9 番 伝 信 男 君

1 0 番 菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総務政策課長	野 本 誠 君
住民税務課長	渡 邊 浩 一 君
健康福祉課長	佐 藤 充 代 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	河 内 信 幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆 久 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵 子 君
診療所事務長	須 貝 博 子 君
観光地域政策室長	大 島 祐 治 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 吉 則
主 幹	渡 辺 め ぐ 美

午後１０時００分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第 1、議案第16号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第16号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第16号は、関川村有温泉条例の一部を改正する条例でございます。

これは、湯沢の村有温泉の維持管理費が現在の使用料では賄えなくなってきたことから料金を改定し、令和4年4月から1リットル当たり300円の値上げを行い、1リットル当たり1,600円とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第17号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議案第17号 関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第17号は、関川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、団員の定数削減と処遇改善のための改正でございます。

詳細は、総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第2条でございます。現状に合わせまして、団員数を削減するというものでございます。現行では430人となっておりますけれども、65人削減いたしまして365人とするというものであります。それから第12条でございますが、次のページをご覧くださいと思いますが、現行では内訳をご覧のように条例で定めておりますけれども、運用しやすくするために、条例から削除して規則のほうに持っていくということで改正をお願いするものでございます。

第13条は消防団員の処遇改善でございます。

県内自治体を参考に改正をいたします。費用弁償、現在は災害等出動で1,500円、訓練などで800円となっておりますが、それぞれ2,500円と1,400円にアップさせるというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 今総務課長の説明のほうで、現状に合わせて条例改正をするんだという、そういう説明があったと思いますけれども、現状は今、そうすると365人ということなんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） お答えいたします。現状は、今度の4月1日現在の見込みで357人ということで、もう少し余裕を見て今365人という設定にしております。それから、各分団ごとで見ますと、やはり定数割れが続いておりますのが1つと、それから特に第4分団で36人ですか、定数割れしているというような現状がございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今、現在消防団員が357人。これに対して、要はなぜこうなったのか、最初の406人ということで予定していたのを、成り手がないためにこういうふうな形になったんですか、それ。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今、減っていますのは、原因としてはやはりその成り手がないというのがまず大きく1つございます。

それから、第4分団につきましては平成27年にできまして、そのときに定数でいきますと63人ですか、定めたわけでありますけれども、6年たちまして、どんどん辞めていってしまったということがございます。それで、今消防団のほうでもこれを議論していきまして、まず今の改正をいたします365人、これでやっていけるのかどうかというのが1つ、議論した中で、分団あるいは隊のほうにも調査をし、まずこれで十分だというのが1つございました。それで今回改正をお願いするものです。引き続き、第4分団の在り方につきましてもどのぐらいの人数が適正なのか、勧誘をもっとする必要があるのではないかなというふうな今議論をしております、さらに今後議論を深めていって、条例もまた改正することになるかもしれませんが、その際は議会にお諮りいたしますので、また審議をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 消防団員の成り手がない。それで条例改正をして、まずこういう形にしたというんですけれども、消防団活動には影響、まだ今のところしていないですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 分団あるいは隊のほうにも調査をし、今のところ影響はございません。もちろん、例えば人員の搜索だとかそういったときには、頭数が大勢いればいるほどいいにはこしたことございませんが、現状では、まず通常の火災などを想定した上では支障はないということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今の定員の関係でございますが、430人から65人減員になったわけですが、消防団のほうでも十分協議されて365人という数字になったということですが、私が一村民として心配するのは、通常の消防団の活動はこの人数でできるかもしれませんが、今非常に異常気象でいろんな災害が突発的に起きる状況でございます、現状この人数だからと定員を減らすのではなくて、定員はそのままにしておいて、現状このぐらいしか集まりませんと、不足しているんですというような投げかけも、村民に対しては必要なんじゃないかなという気がしたんですが、その辺、村のほうで災害等に対する何かそういうものも想定して、当面この数字でいけるだろうという判断だったんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 確かに、議員のおっしゃるとおり、定数は多めにしておくというのも一つなんですが、財政上の都合もございまして、県の退職金手当の負担金であるとか、岩船医師会のほうへの負担金であるとか、定数を基にするものですから、そういった面でもございます。それから、消防団員が減ってきて、あるいは人口も減ってきている、若手も減ってきている、それに加えて成り手もないというような状況の中で、災害などの際には心配もありますので、そこでその第4分団というのが出てきたと思いますが、それさえもうまくいっていませんので、その辺どうあるべきか、今議論を続けているというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） そうしますと、まだ話合いというのは、もう結論を出したわけじゃなくて、今後も検討していくということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） はい、そのとおりでございまして、一旦ここで定数を削減させていただくけれども、今後これでいいのか、第4分団をどうするのかというのは続けているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第18号 関川村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、議案第18号 関川村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止

する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第18号は、関川村老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。これまで長年にわたり、高齢者の憩いの場として皆様に親しまれてまいりましたが、施設が老朽化しており、維持管理が難しい状況にあるため、昨年度からコロナの関係もありまして休館をしておりました。このたび条例を廃止し、施設を普通財産に移行するものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第19号は、過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。詳しくは観光地域政策室長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせ

ていただきます。

この計画につきましては、令和3年9月議会で可決をいただいた計画につきまして、記載事業名の変更等を含む令和4年度以降の新規事業等の財源措置として、変更、訂正、追記を行ったものがあります。この計画については、既に新潟県との変更協議が済み、村議会の議決を求めるもので決定し次第、総務大臣に提出することとなっております。

それでは、1ページ目をご覧くださいと思います。1ページ目につきましては、誤記の訂正でございます。（ウ）の誤記訂正をさせていただいております。

続きまして、2ページ目につきましても誤字の訂正でございます。（ウ）となっておりますのを（エ）で訂正をさせていただきたいと思います。

続きまして、3ページ目であります。3ページ目につきましては、これまで国の事業名を記載させていただいて計画を立案してきてございます。県の指導もありまして、事業実施主体であります新潟県の事業名に変更を行うものでございまして、記載の変更をさせていただきます。

4ページ目をご覧ください。4ページ目につきましては、新たに過疎ソフト事業の追加として水田活用推進事業及び観光コンサルティング事業の追加を行うものでございます。

続きまして、5ページ目です。5ページ目については、これまで除雪車の入らない集落内とさせていただいていたものを、機械除雪のできない集落内ということで、記載の変更をさせていただいたものでございます。

6ページ目をご覧ください。6ページ目は、下水処理施設の設備、場内配電盤等の設備更新、それからマンホールポンプの更新について見込まれる事業を追加で記載をさせていただいたものでございます。

7ページ目をご覧ください。7ページ目は、過疎ソフト事業を財源として実施する事業をここに記載を加えたものでございます。

続きまして、8ページ目でございます。8ページ目につきましては、これまで電子カルテということで具体的な記載名を計画に載せておりましたが、機器整備とさせていただきまして、電子カルテ以外の機器整備についても財源措置が行えるように、記載の変更を行うものでございます。

次に、照明設備、改修については脱炭素事業の実施を見据えて追記を行うものでございます。

次に、9ページ目でございます。9ページ目についても脱炭素事業に絡むものでございますが、太陽光発電システム設置を行う際の補助事業の財源確保ということで、記載を追加させていただきました。

10ページ目以降につきましては、過疎ソフト事業の再掲ということで、これまで説明させていただいた内容の再掲となります。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第19号については、所管であります総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第 5、議案第20号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 6、議案第21号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 7、議案第22号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 8、議案第23号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 9、議案第24号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第10、議案第25号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第11、議案第26号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第20号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから日程第11、議案第26号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまで以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第20号から議案第26号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

村内には7地区が法に基づく辺地となっております。この議案はそれぞれの辺地について、3か年の整備計画を策定するものでございます。既に新潟県との協議が済み、議会の議決を求めるものであります。決定し次第、総務大臣宛てに提出することとなっております。

詳細は総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、議案第20号から順番にご説明させていただきます。

女川東部辺地でございます。1枚はぐっていただきますと、総合整備計画書が添付されてございます。この女川東部辺地につきましては、南中から田麦千刈まで9地区9集落が該当してございます。それから、2ページ目裏面でございますけれども、3番といたしまして公共的施設の整備計画を掲載してございます。消火栓整備事業から以下7つの事業でございます。

なお、辺地計画につきましては過疎計画と重複している面が多々ございますが、辺地帯を借りる都合上、この計画に載っていないと記載できませんので掲載しているというものでございます。

議案第21号は、朴坂辺地でございます。計画書をご覧いただきたいと思いますが、朴坂辺地は1集落朴坂が該当してございます。裏面でございますけれども、消火栓の整備事業と消雪パイプの更新事業を2つ掲載してございます。

議案第22号は、桂辺地でございます。桂1集落でございます。計画につきましても、消火栓整備事業と消雪パイプ更新事業を掲載してございます。

議案第23号、霧出南部辺地でございます。ここは山本と幾地が該当してございます。計画は消火栓の整備事業など4つの事業を掲載してございます。

議案第24号でございます。七ヶ谷南部辺地でございます。安角、鮎谷、大石、金俣4集落でございます。計画は消火栓の整備事業をはじめ、橋梁の補修まで13の事業を掲載してございます。

議案第25号、片貝辺地であります。片貝は片貝、沼、聞出3集落であります。計画につきましては、消火栓の整備事業、合併処理浄化槽の事業など8つの事業を掲載してございます。

議案第26号、金丸辺地であります。金丸八ツ口ということで、計画は消火栓の整備事業など7つ掲載してございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第20号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号から議案第26号まで、以上7件は総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第12、議案第27号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第13号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第27号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第27号は、令和3年度関川村一般会計補正予算（第13号）でございます。

これは決算を見直しをした内容で編成をしておるものでございます。詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第13号の補正予算を説明させていただきます。

まず、第1条で歳入歳出予算の補正でございます。9,500万円を追加いたしまして、予算総額56億90万円とするというものでございます。繰越明許費が第2条、第3条で地方債の補正でございます。14ページをお願いいたします。

歳出から説明をさせていただきます。今回の補正は村長も申し上げましたが、決算を見込んだ補正でございます。不用残であるとか精算であるとか減額補正が主なものでございますが、増額させていただいている面もございます。そういったところを中心に説明させていただきます。

まず初めに、2款総務費でございます。委託料でシステム改修の委託料、行政手続オンライン化の関係で2,026万2,000円であります。繰越事業となります。マイナンバーカードがあれば、児童手当の関係の手続であるとか保育園の入園の申請などが、役場に来なくてもできるというようなシステム構築でございます。

それから、15ページ17節の備品購入でございますが、人材派遣の関係で事務机が不足ということで購入で20万円であります。

それから、16ページになっておりますけれども、ふるさと応援基金で3,500万円の積立てであります。

18ページ、4款衛生費でございます。委託料で新型コロナワクチンの接種事業費、接種券の作成

業務等委託で66万円、小児接種の関係でございます。一番下の斎場の運営委託料8万8,000円、村上市への委託ということで精算でございます。

19ページ、5款農林水産業費でございます。補助金で担い手確保、経営強化支援事業補助金336万4,000円。上野新農業センターが導入いたしますドローン、色彩選別機の関係でございます、50%の県補助のトンネルでございます。村の付け足しはございません。

それから、6款の商工労働費で補助金といたしまして新型コロナの感染症拡大防止協力金450万円、時短営業に対応していただいた飲食店に対する協力金の精算でございます。

それから21ページでございます、道の駅の周辺整備の関係であります。設計施工管理業務委託料で100万円を追加補正ということです。

それから、工事請負費で郷倉、かなり老朽化が進んで、特に屋根におきましては危険な状態にあるということで、解体をするということであります。道の駅周辺整備の一環として行うということにいたしまして、予算の計上でございます。

なお、その周辺、緑地体の撤去であるとか道路の拡幅の工事であるとか、それも併せて行いたいということでございます。ただし、これが警察協議が必要でございます、郷倉の解体自体は協議は必要ございませんけれども、道路の交差点であるために、緑地体であるとかそういった協議が必要です。それらの協議を経ながら、実際の事業は進めていきたいということでございます。

それから、22ページは7款土木費でございます。光熱水費で、消パイの電気料で400万円、除雪作業の委託料で2,000万円追加でございます。

工事請負費につきましては、消雪パイプの敷設替え関連舗装工事などご覧の工事でございますけれども、今年度の予算の残と合わせまして1,100万円を追加し、繰越予算にて工事を行うということでございます。

23ページであります。南中の南中橋補修工事で4,500万円、それから工事請負費として消雪パイプの敷設替え工事4つございます、4,500万円、いずれも繰越事業にて対応ということでございます。

3項の河川費であります。修繕料150万円。鮎谷の不動沢の土砂上げということであります。

それから、5項の住宅費、修繕は村営住宅で100万円です。

次のページ、26ページであります、9款教育費で燃料費が100万円ずつ、小学校費と中学校費にかかります。

それから、ネットワーク整備業務委託料26万6,000円、無線アクセスのポイントの追加ということであります。

それから27ページ、5項保健体育費、コラッシュの関係で印刷製本、会員カードなどを予定しておりましたが、これを管理公社への委託ということで組替えの予算を組んでおります。

給食費の修繕につきましては、小学校の給食室のガス回転釜の交換ということでございます。

続いて9ページをお願いいたします。

9ページ歳入です。まず、10款地方交付税2億5,788万4,000円計上させていただきました。

14款国庫支出金です。デジタル基盤改革支援国庫補助金1,013万1,000円。行政手続オンライン化の関係で2分の1の補助でございます。

子育て世帯への臨時特別給付金の事業費でございますが、事業費と事務費、これの組替え予算でございます。

保育士の処遇改善臨時特例交付金15万4,000円、これにつきまして少し説明をさせていただきます。コロナ経済対策などによりまして、国からの要請がありました。保育士の保育園に勤務する職員の給料を3%上げてほしいというような要請でございます。それで、国では2月から9月までの給料アップにつきましては、この交付金を用意するということでございます。村でも対応することにしたしまして、それで15万4,000円交付金が入ってくるというものでございます。

なお、歳出のほうでありますけれども、歳出のほうは既決予算で対応しますので予算額は出ておりませんが、具体的には対象となります正職員は別途アップは考えておりませんけれども、会計年度任用職員の保育士、それから勤務する調理員、それが対象となります。そして、この交付金の対象とはなりませんけれども、同業種であります学校の調理員、それから学童保育の補助員、指導員、そういった方々の賃金を時間給にいたしまして25円から36円アップするというものでございます。

それから、続きましてコロナワクチン体制の補助金が66万円、小児接種の関係であります。

それから、感染症予防の補助金が2つありまして、35万6,000円と10万5,000円であります。

社会資本整備総合交付金は約16万円の増ということでございます。

15款の県支出金です。

担い手確保経営強化支援事業県補助金、上野新農業センターの関係で336万4,000円。それから、コロナウイルスの感染症拡大防止協力金交付金ということで450万円であります。

それから11ページ、17款の寄附金でございます。ふるさと応援指定寄附金3,500万円。施政方針でも村長が申し上げておりますけれども、2月末現在で、金額にして3,104万8,000円寄附を頂いております。件数にして1,687件であります。昨年よりも増えておりまして、同月で720万5,000円増ということでありまして、件数にして522件増えているという状況でございます。

歳入は以上で、最後に7ページをお願いいたします。

7ページ、繰越明許費でございます。3年度から4年度に繰越しをさせていただく事業の一覧でございます。

上から説明させていただきます。情報システム管理費、行政手続オンライン化の関係で、2,026万2,000円です。

庁舎管理費は、非常時の切替電源の工事でございますが、今年度計画を進めておったんでありま

すけれども、幾つかブレーカーが古くなっていたり、あるいは庁内の配線も付け足し付け足しで工事していたものですから、かなり複雑になっておりまして、少し整理をしながらやる必要があるということになりまして、4年度への繰越しをお願いするというものでございます。

それから、安心安全対策費、先般の補正で認めていただきましたコロナのPCR検査の手数料で、200万円。

地域振興費はコミュニティーの住民アンケート、下関、湯沢地区でございますが、住民の学習会が残っております。コロナの関係で延期しておりましたので、それを繰越しで対応するということで84万円であります。

戸籍住民基本台帳事務費、これはマイナンバーカード所有者の転入転出ワンストップ化ということで、作業が令和4年度になるということでございます。272万8,000円です。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、これは10万円を支給するものでございますが、家計が急変したという方も対象となります。申請が9月末までということでありますので繰越しです。1,001万1,000円。

それから、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、これは4月に出産予定の方が3名おるんですが、もしこれが3月に早く出産されますと、3年度の支給の対象者となります。その予算の確保ということで30万1,000円でございます。

県営の土地改良事業負担金、国の補正予算の事業追加分でございます、3,719万円。

道の駅の周辺整備事業につきましては2億2,860万円です。

それから、道路橋梁維持費、道路橋梁整備事業費、集落排水費、集落要望への対応、南中橋の補修、消パイの敷設替え工事などそれぞれ繰越しをして対応ということでございます。

学校管理費、小学校費と中学校費につきましてはWi-Fiネットワークの整備の関係で、作業が令和4年にずれ込むということで85万円と101万6,000円でございます。

地方債補正につきましては、4,220万円の増ということでありまして2つあります。南中橋の橋梁補修で3,060万円、これが過疎債です。それから消パイの敷設替え工事、小見と下関ですけれども、1,160万円、公共事業等債ということで交付税算入率は50%というものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。21ページ、郷倉解体業務で3,000万円、これ渡邊邸また東桂苑と隣接しているところで、また郷倉というのは歴史的な価値があるというような話を聞いておりましたか、これを保全するというんでしょうか、歴史的な団体等からの何か解体ではなくて、補修によって観光での利用価値はないかというような議論はなかったでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 郷倉の解体につきましては、解体というか郷倉の在り方につきましては、前にも米沢街道検討会の皆さんからも意見をいろいろいただいていますし、賛否両論ございました。しかしながら、今危険な状態というのは実態でございますし、修繕するにしても屋根瓦のほうはかなり薄くなっていて、直すにも直せない。それから、もしそれを抜きにしても保全するにしてもかなりお金がかかりますし、あそこで事業をするということも、いつか検討に上げましたが、水回りあるいは窓をつけたり、実際やるとちょっと現実的でないなというような判断から現状になっておったんでありますが、このたび道の駅整備と併せまして解体するというような方針でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。幾つかあります。1つずつお願いします。今、鈴木議員の質問と同じく郷倉の件なんですけれども、中に幾つかの物が入っていたかと思うんですが、その中身についてはどのようにお考えになっていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 中には今、少し物を置いているかもしれませんが、特段そこでなければ置けないというような品物はなかったはずでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 続いて24ページ、住宅費の事業費の100万円とその下18節の交付金の関係、ちょっとぱぱっと走っていただいて、よく聞き取れていなかったのもう一度説明をお願いしていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ここで私申し上げたのは10節の修繕料でございまして、村営住宅の修繕ということで100万円という説明をいたしました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） それは上関の住宅のボイラー関係の件ですか、それとも下関の住宅の外壁の件でしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） すみません、もう一回お願いできますか。

○5番（小澤 仁君） 修繕費100万円の内訳です。上関住宅のボイラーがもう修理不能になっていて、新しいボイラーが今納期がどのぐらいになるか分からないという情報というんですか、入っていたものですから、その件の100万円なのか、下関の住宅の外壁工事があと1棟残っていたと思うので、そっちのほうなのかというところで。

○建設課長（河内信幸君） 住宅の修繕料につきましては、小澤議員が今おっしゃられた分とは全くちょっと違っていきまして、長年居住されていた方が退去されることになりまして、その修繕で年数がたっておりますので、村の負担になる分で流し台とか、それから壁紙、それから洗面台等の修繕料になります。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原 修さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。先ほど同じ21ページの道の駅周辺事業の工事請負費3,000万、この細かい内訳をお願いしたいんですが。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 細かい資料までは持ち合わせておりませんが、今回この解体工事につきましては、中が土蔵造りになっている関係で、土壁の処理費用も含まれての解体工事費用となっております。現在、土壁の処理が行えるような格好で、今設計に当たっているところでございまして、土壁の処理料が非常に高いということで、今この工事費を計上させていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。3点ほどお聞きしたいんですけども、順次お願いします。まず、11ページのふるさと納税、大分増えてきてありがたい話なんですけれども、返礼品について多いもの、どういうもの、返礼品を予定しているか、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 返礼品につきましては、やはり肉、米、あとお酒になるかと思っています。それから、旅館の温泉旅館利用券、こちらについても伸びが見られております。肉やら、そういった商品については、それぞれ部位によって料理方法なんかを変えてもらえるように、様々ちょっと工夫をして、品数だけはそろえられるような工夫をさせていただいて伸びた面もございまして、旅館については根強い人気がございます、ふるさと納税で非常に多くの利用券が出ているという実態でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） それと、19ページの下のほうで農業農村整備事業多面的機能支払交付金1,569万6,000円上がっていますけれども、この減額、当初からもう交付することは決まっていると思うんですけども、減額の主な理由は何なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまの減額の理由につきましては、面積等の異動はございます。ただし、令和3年度から土地改良区管外でも共同事業ですとか長寿命化とか、そういったものを取り組めるようにしました関係で当初予算がちょっと大きくなっていたんですが、その後、長寿

命化とかそういった事業に要望される団体が少なかったための減額ということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） もう一点、24ページ、上のほうの急傾斜地崩壊防止工事負担金、当初の予算をそっくり下ろしたような格好ですけれども、場所と理由をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 南赤谷集落の継続で行っています県の事業になりますけれども、令和3年度については、本体工事のほうの実施がありませんでしたのでこれを不用とするものです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 2点お伺いします。まず、14ページでございますが、情報システム関係でございます。先ほど課長からの説明で、マイナンバーの関係で、行政手続のオンライン化ですか、そのためのシステム改修だという説明でしたが、これは国の補助金が半分ということですが、システムの改修の概要といいますか、例えば1階受付部分のところにその機器が増えるとか、そういう増設等があるのかということとか、その概要についてお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 概要でありますけれども、細かい資料を持ち合わせておりませんが、イメージといたしましては、パソコン類を増やしまして対応いたしますけれども、これはシステムの構築でありますので、大きな流れとしては子育てであるとか介護であるとかそういった分野、電子化といいましょうか、オンライン化を進めようという流れのシステム構築でございます。それで、先ほど申し上げた子育ての児童手当であるとか保育園の入園の関係、そういった手続を取りあえずオンライン化するといったところから始めることにしておりますが、今後これが業務、どこまで広げられるか、広げる必要があるかというのはこれからになりますけれども、まずはこの予算でシステムを構築するといった予算でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） システムの構築ということですが、例えば受付の窓口にマイナンバーを入れて何か手続するというような、そういう端末的なものが入ったりするのか、あるいは全く職員がそれぞれ使うパソコンのネットワークというんですかね、そういうものの整備なのかというようなあたりはどうでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） これは役場に来なくても自宅等で手続できるというものですので、マイナンバーカードを持ってあてがう機器というか、そういうようなものはないはずだと思いますが。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 分かりました。村民が自宅からマイナンバーを使っていろいろな手続きができるということですか。そういう理解でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） そのとおりでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） すみません、もう1点お願いします。23ページの一番上段、工事請負費ですが、南中橋補修工事4,500万上がっておりますが、この工事の概要、どのような工事なのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 橋梁整備点検に基づきまして、補修が必要だという判断で工事を実施するものですが、主には床板の補強、それから桁の補強というのがメインになります。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。20ページ、お願いします。商工業振興費、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、関川村内での対象事業者数といいますか、店舗数をお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） たしか21店舗だったかと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。村上市とかだと、休業の確認みたいなことを行政の方が回ったりしていらしたような話も聞いたんですけども、関川村でもそういった作業もあったんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 村では、ほぼ毎日点検をさせていただいておりました。それから後段、延長になって以降は週に3回程度、巡回で確認をさせていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第13、議案第28号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第13、議案第28号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第28号は、令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

詳細は、健康福祉課長に説明をさせます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、議案第28号 国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,989万円を追加いたしまして、総額を6億5,809万円とするものでございます。

205ページをお開きください。歳入、4款の県支出金でございます。2節の特別調整交付金でございますが、350万円の減額でございます。これは診療所会計で電子カルテの導入を予定しておりましたけれども、新型コロナのワクチン接種の関係など事情がありまして、令和3年度での導入を一旦中止いたしまして、令和4年度へ事業を見送りしたいと思っております。それに伴う財源でございました。

6款繰入金でございます。1節財政調整基金の繰入金でございますが、当初、財源調整のために繰入れを予定しておりましたが、500万円を戻し入れるものでございます。

7款繰越金でございますが、前年度からの繰越金全額を予算計上させていただいております。

206ページ、歳出、5款基金積立金でございます。財政調整基金積立金に2,130万円を計上いたしました。6款諸支出金でございますが、22節国県支出金の精算返還金ということで、209万円ござ

います。これは令和２年度分の精算で返還するものでございます。

207ページ、お願いいたします。27節の直営診療施設勘定繰出金でございますが、350万円の減額でございます。電子カルテ導入を見送ったために、直診勘定への繰出金を減額しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第29号 令和３年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第４号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第29号 令和３年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第29号は、令和３年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第４号）でございます。

健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第29号 関川村国民健康保険関川診療所特別会計補

正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,210万円を追加いたしまして、総額を1億1,330万円とするものでございます。

304ページをお開きください。

1款診療収入でございます。実績見込みによりまして900万円を追加いたしまして、総額を7,320万円とするものでございます。4款繰入金でございますが、基金繰入金ということで、当初予定しておりました1,070万円を全額戻し入れるものでございます。

2項事業勘定繰入金、1節事業勘定繰入金350万円の減額でございますが、電子カルテの導入を予定しておりましたけれども、令和4年度へ見送ることによりまして減額させていただいております。

305ページをお開きください。

5款繰越金でございます。900万8,000円を追加いたしまして、総額を1,000万8,000円とするものでございます。

6款支払基金交付金、1節の医療提供体制整備交付金でございます。40万円の減額でございますが、電子カルテの導入と併せまして、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするためのシステムの導入を予定しておりましたが、令和4年度に電子カルテの導入と併せて実施したいと思います。40万円減額させていただいております。

7款諸収入、受託事業収入でございます。417万6,000円を追加してございます。これは新型コロナウイルスワクチン接種の委託料でございまして、3回目の追加接種、それから小児の5歳から11歳の接種に係る分を追加で計上させていただいております。

306ページ、8款県支出金でございますが、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ということで451万6,000円を追加させていただいております。これも新型コロナワクチン接種に係るものでございまして、個別接種促進のための支援の交付金でございます。

続きまして307ページ、1款施設費でございますが、17節備品購入費390万円の減額とさせていただいております。電子カルテの導入経費、それからオンライン資格確認システムの導入分でございます。合わせまして390万円の減額でございます。

24節積立金は、診療所の管理基金への積立ということで1,600万円を追加させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第30号 令和3年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第15、議案第30号 令和3年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第30号は、令和3年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細は、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第30号 関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ500万円を減額いたしまして、総額を10億4,270万円とするものでございます。

404ページをお開きください。

3款国庫支出金でございますが、実績見込みによりまして130万円を追加するものでございます。

2項国庫補助金でございます。介護給付費調整交付金でございますが、530万円を追加いたします。

7目介護保険事業国庫補助金の1節の介護保険事業国庫補助金でございますが、60万円の追加でございます。介護保険システム制度改正に伴う改修がございまして、事業費120万1,000円の2分の1を国庫補助金で交付を受けるものでございます。

405ページをお開きください。

4 款支払基金交付金でございます。給付金、1 節の現年度交付分でございますが、2,490万円の減額でございます。歳出の介護給付費の実績見込みによりまして減額しております。

2 目の地域支援事業支援交付金でございます。これにつきましても、実績見込みにより100万円の減額でございます。

7 款繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、1 節介護給付費繰入金給付費の実績見込みによりまして、900万円の減額でございます。

2 目のその他繰入金、事務費繰入金でございますが、60万円の減額でございます。これは介護保険システムの制度改正に伴う国庫補助金が決定いたしましたので、一般会計からの繰入金を減額するものです。

8 款繰越金につきましては、実績で2,330万円を追加するものでございます。

407ページをお開きください。

1 款総務費でございます。24節積立金、介護給付費準備基金への積立てでございますが、2,330万円を追加してございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等費でございます。18節負担金補助及び交付金でございますが、説明の欄の施設介護サービス費が1,830万円の減額、地域密着型介護サービス給付費が1,000万円の減額となっております。実績見込みにより減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5 番、小澤 仁さん。

○5 番（小澤 仁君） 5 番、小澤です。407ページの介護サービス等費の中で、説明の施設介護サービス費と地域密着型介護サービス給付費がそれぞれ減額になっているんですけれども、介護保険の利用が予定といいますか、予測よりも全然少なかったという捉え方でよかったでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 予定して予算計上した額よりも下がったということで、利用者が少なかったということです。

○議長（渡邊秀雄君） 5 番、小澤さん。

○5 番（小澤 仁君） それぞれ利用する方の中で、それぞれの事情があると思うんですが、なかなか介護認定を先生のほうと相談してお願いしていても、なかなか受けられないんだよねなんていう話も何人かは来るんですけれども、そういったのは個々の事情であって、全体的には介護利用が下がっているというふうな形でよかったですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） まず、こちらの施設介護サービス費でございますけれども、年度中に亡くなられた方が何人かいらっしゃいますので、施設サービス費の１人当たりのかかる給付費というのが結構大きいものですから、それで減額になっているということもございます。

あとは、介護認定をなかなか受けられないという事情につきましては、認定審査会で審査をしているものですから、公平に審査はされていると考えております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第１６、議案第３１号 令和４年度関川村一般会計予算

日程第１７、議案第３２号 令和４年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第１８、議案第３３号 令和４年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第１９、議案第３４号 令和４年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第２０、議案第３５号 令和４年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第２１、議案第３６号 令和４年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第２２、議案第３７号 令和４年度関川村有温泉特別会計予算

日程第２３、議案第３８号 令和４年度関川村下水道事業会計予算

日程第２４、議案第３９号 令和４年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長（渡邊秀雄君） 日程第16、議案第31号 令和４年度関川村一般会計予算から日程第24、議案第39号 令和４年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上９件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、詳細はこれから設置する令和4年度予算審査特別委員会において説明をお願いします。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第31号から議案39号までの9議案は、令和4年度の当初予算であります。

提案の理由は、さきの施政方針説明をもって代えさせていただきます。

詳細につきましては、一般会計は総務政策課長、特別会計及び公営企業会計については所管の健康福祉課長、建設課長、観光地域政策室長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、当初予算の説明でございますが、予算書と一緒にお配りしております当初予算案の概要をご準備いただきまして、それで説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、一般会計でございますけれども、1ページ目でございますが、令和4年度当初予算でございます。予算額は46億8,300万円でございます。前年度と比べまして2億700万円の減ということでございます。要因といたしましては道の駅の工事、工事自体は4年度続きますけれども、予算上は減っております。それから、圃場整備の関係、それも減額になっております。スキー場のリフト工事去年は大きな工事費でございましたけれども、そういったことが要因で減額という予算となっております。

歳入でございますけれども、村税は6億3,095万円ということで、昨年度と比べまして737万円の減ということで、少し減額の予算を組んでございます。

地方交付税につきましては、臨時財政対策債合わせた額が26億500万円ということでありまして、国の地方財政計画を基に算定してございます。前年度よりも1億8,550万円増ということでございます。

財政調整基金の繰入れでございますが、交付税が増ということもございまして、今年度は5,000万円の繰越しということでございます。昨年度1億5,000万円の繰入れの予算組みでございましたので1億円のマイナスということでございます。

それから、歳出のほうでございますが、8ページご覧いただきたいと思います。

8ページ、9ページ、それから10ページにわたりまして主な事業を載せてございます。今年は新規事業がたくさんございまして、丸新ということで表してございます。それから、拡充した事業費もございます。丸拡というふうに書いてございます。予算委員会にて詳細に説明をさせていただきたいと思っております。

一般会計は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、私も当初予算の概要で説明させていただきたいと思いま

す。

11ページをお開きください。

(3) 特別会計の国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入の国民健康保険税でございますけれども、被保険者数の減を若干見込みまして211万5,000円の減額となっております。

県支出金につきましては、普通調整交付金、保険給付費の増によりまして176万7,000円増でございます。

特別調整交付金につきましては、令和3年度に国保の標準事務処理システム導入経費があったために1,771万9,000円ほど減となりまして、県支出金の合計では前年度比1,551万8,000円の減となっております。

繰入金でございますが、対前年度比1,427万円増額となっております。これは、一般会計からの繰入金の国保の保険基盤安定繰入金が100万円ほど増となっております。また、事務費繰入れが200万円ほど増となっております。また、診療所への繰入金でございますけれども、医療機器等整備を予定しておりまして690万円の増となっております。

基金からの繰入金もここに入っておりますけれども、財源調整のために929万3,000円を計上しております。

歳出でございます。

総務費につきましては、前年度比1,068万3,000円の減額となっております。令和3年度に国保標準事務処理システムの導入経費があったために減額となっております。保険給付費でございますが、前年度比269万5,000円の増となっております。一般被保険者の保険給付費の増及び新型コロナウイルス感染症の傷病手当金100万円を計上しております。

次に、保険事業納付金でございます。前年度比64万9,000円増でございますけれども、金額が大きいので説明させていただきますが、納付金は保険税相当分を県へ納付するもので、県が示す市町村標準保険料率に基づきまして算定された額となっております。令和4年度の月期編緩和措置額は前年度比380万円ほど減額となり、1,176万4,000円となっております。

その他でございますが、診療所会計への繰出金でございます。対前年度比422万円の増となっております。医療機器等整備分として1,100万円を計上しております。

続きまして、診療所会計でございます。

同じ11ページの②番をご覧ください。歳入の診療収入でございます。前年度比120万円増の7,140万円を計上しております。県支出金につきましては、新型コロナワクチン接種に対する県の補助金ということで100万円を計上しております。繰入金でございますが、基金からの繰入金が前年度比500万円増の1,200万円。国保会計からの繰入金が422万円の増の1,100万円を計上しております。

その他につきましては、受託事業収入に140万3,000円増の280万4,000円を計上しております。これは、新型コロナワクチン接種委託料の増によるものでございます。

歳出でございますが、施設費につきましては、対前年度比1,280万円増の8,039万2,000円を計上しております。新型コロナワクチン接種に係る看護師等の雇用の増による人件費、それから人事異動に伴う人件費の増となっております。

また、備品購入費に電子カルテ、新連携自動血球計数C R P測定装置の購入を予定しております。財源といたしましては、一般会計からの繰入金、過疎債の充当600万円と国保の県特別調整交付金110万円、残りは基金からの繰入れを充当する予定で計上しております。医業費につきましては、前年度とほぼ同額の1,420万円を計上いたしました。

続きまして、介護保険会計でございます。

12ページをお開きください。

歳入の保険料でございますが、前年度比121万9,000円の増でございます。前年度の収入見込みにより計上しております。国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、保険給付費の減に伴いまして減額で計上しております。

歳出でございますが、保険給付費につきましては、前年度比2,000万円減額で計上しております。令和2年度の決算、それから令和3年度の補正後の予算額を参考にして計上しております。

続きまして、後期高齢者医療保険会計でございます。

④番をご覧ください。歳入、保険料につきましては前年度とほぼ同額を計上しております。繰入金につきましては保険基盤安定繰入金、これにつきましては35万9,000円の減額で2,166万2,000円を計上しております。このうち国県負担金は4分の3で、1,624万6,000円となっております。

歳出でございます。広域連合納付金でございますが、前年度比31万9,000円でございます。広域連合納付金は、保険料収入と一般会計の負担金ということで、繰入金2,166万2,000円を合計したものととなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） それでは、令和4年度関川村宅地造成等特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の601ページをご覧くださいと思います。歳入歳出それぞれ10万円と定めるものでございます。内訳としましては、歳入につきましては602ページをご覧くださいと思います。繰越金10万円でございます。

それから歳出ですけれども、603ページをご覧ください。総務管理費として10万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、村有温泉特別会計について説明をさせていただきます。

概要版の13ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出それぞれに760万円を計上させていただいております。今年度に比べて、全体で120万円の増額として計上させていただきました。

歳入につきましては、温泉使用料の見直しをさせていただきました1リットル当たり300円の値上げを反映させていただいたものでございます。

歳出につきましては施設費と公債費で、施設費の増額は3号井の相当ポンプ交換と配管修繕を見込んで増額とさせていただいております。

また、10年に一度の鉱泉分析の委託費用もここに含まれて増額となっております。公債費については、例年同額程度を見込んでおります。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） それでは、引き続きまして関川村下水道事業会計予算について説明します。

初めに、収益的収入及び支出について説明します。

予算書801ページをご覧ください。

収入ですけれども、前年度予算と比較しまして、他会計補助金及び長期前受金戻入の減額によって、8,402万2,000円減の3億9,750万円を計上しております。

続いて、支出について説明します。

前年度予算と比較しますと、減価償却費や企業債利息の減によりまして、8,929万2,000円減の3億9,782万円を計上しました。

次に、資本的収入及び支出について説明をいたします。

802ページをご覧ください。

収入ですが、前年度予算と比較しますと、他会計補助金や企業債の増により2,448万2,000円増の2億3,551万4,000円を計上しました。

続いて、支出を説明します。前年度予算と比較しますと、管路施設及び処理場修繕料の減によって690万円減の3億3,060万円を計上しました。

続きまして、簡易水道事業会計について説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明します。

予算書901ページをご覧ください。

収入についてですけれども、前年度予算と比較しますと、他会計補助金及び受託工事収益の増によりまして、725万2,000円の増額の2億4,242万4,000円を計上しました。

続いて、支出を説明します。前年度予算と比較しますと、減価償却費や企業債利息の減により2,481万7,000円減の1億9,845万3,000円を計上しました。

次に、資本的収入及び支出を説明します。

902ページをご覧ください。

収入ですが、前年度予算と比較しますと、企業債の増により3,010万円増の5,310万円を計上しました。

続いて、資本的支出を説明します。前年度予算と比較しますと、工事請負費の増によって3,040万円増の1億4,910万円を計上しました。

以上で簡易水道事業会計の予算の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号から議案第39号まで以上9件については、質疑を省略して、9人の委員で構成する令和4年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第39号まで以上9件については、9人の委員で構成する令和4年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前 11時43分 休 憩

午前 11時44分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置されました令和4年度予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました令和4年度予算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙名簿のとおり選任することにしました。

しばらく休憩します。

午前 11時44分 休憩

午前 11時51分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第25、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（渡邊秀雄君） 日程第25、同意第1号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第1号は、関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めるものです。

現在、教育委員会委員であります山口良明さんは、3月31日をもって任期が終了いたします。引き続き任命をいたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年4月1日から4年間であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第26、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（渡邊秀雄君） 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

現在、村には法務大臣から人権擁護委員に委嘱されております方が3名おられます。そのうち、

お一人の鈴木精一郎さんの任期が9月で任期満了となりますが、引き続き委員をお願いしたいと考えております。

このたび鈴木さんご本人から同意をいただきましたので、法務大臣に推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和4年10月1日から3年であります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることで決定しました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時55分 散 会